

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記3)

伊予灘における共同漁業の免許の内容たる べき事項等

1 免許番号 伊共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市小安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市小安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市安居島大殿鼻

点 ア Aから広島県尾久比島西端見通し1,600メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市安居島神子ノ鼻

点 ア Aから広島県大崎下島島頂見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市安居島漁港棧橋付根の大岩

点 ア Aから松山市小安居島西端見通し625メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 広島県斎島南端

B 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

点 ア Aから松山市白石（二ツ石）の中央見通し延長線とBから同市小安居島南端

見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市小安居島カンヌの鼻

点 ア Aから今治市波方町梶取鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市小安居島カンヌの鼻

点 ア Aから松山市浅海原汐出磯頂見通し800メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで

〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市白石（二ツ石）見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線（松山市鹿島を含む）から500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界

C 北条港灯台

点 ア Cから180度30分490メートルの点

イ Cから177度30分686メートルの点

ウ Cから172度700メートルの点

エ Cから169度708メートルの点

オ Cから168度508メートルの点

カ Cから173度30分502メートルの点

キ Cから173度30分490メートルの点

ク Cから310度30分732メートルの点

ケ Cから307度760メートルの点

コ Cから303度678メートルの点

サ Cから303度630メートルの点

シ Cから303度30分600メートルの点

ス Cから307度648メートルの点

3 関係地区 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、萩原、

八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、栗井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市白石（二ツ石）見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線（松山市鹿島を含む）から1,500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界

C 北条港灯台

点 ア Cから180度30分490メートルの点

イ Cから177度30分686メートルの点

ウ Cから172度700メートルの点

エ Cから169度708メートルの点

オ Cから168度508メートルの点

カ Cから173度30分502メートルの点

キ Cから173度30分490メートルの点

ク Cから310度30分732メートルの点

ケ Cから307度760メートルの点

コ Cから303度678メートルの点

サ Cから303度630メートルの点

シ Cから303度30分600メートルの点

ス Cから307度648メートルの点

3 関係地区 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市大浦こもが鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦こもが鼻

点 ア Aから松山市小安居島島項見通し1,200メートルの点

3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦波妻鼻

点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し2,300メートルの点

3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦波妻鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し2,200メートルの点

- 3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市柳原地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端

点 ア Aから松山市小鹿島島項見通し700メートルの点

- 3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市柳原地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端

点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し1,800メートルの点

- 3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、

庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 松山市野忽那島下栗崎

B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 松山市野忽那島下栗崎

B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 松山市高浜町四十島島頂

B 松山市睦月島梅ノ子鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し延長線とBから同市野忽那島下栗崎見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻

B 松山市野忽那島下栗崎

点 ア Aから松山市由利島北端見通し線とBから同市興居島小富士山山頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻

B 松山市田ノ島北端

点 ア Aから松山市小安居島島頂見通し線とBから同市波妻鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島皿山崎（標識）

B 松山市田ノ島東端

点 ア Aから松山市安居島西端見通し線とBから松山市沖ノ孤島島頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 松山市小館場島東端

B 松山市陸月島甫崎の標識

点 ア Aから松山市中島栗井歌崎見通し延長線とBから同市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さごえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市睦月島地先

(3) 漁場の区域

松山市睦月島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。

- 基点 A 松山市中島大浦長崎鼻
B 松山市小浜セノ鼻
C 松山市睦月島大谷水路口
D 松山市睦月島梅ノ子鼻

- 点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点
イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市睦月

1 免許番号 伊共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市睦月島地先

(3) 漁場の区域

松山市睦月島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。

- 基点 A 松山市中島大浦長崎鼻
B 松山市小浜セノ鼻
C 松山市睦月島大谷水路口
D 松山市睦月島梅ノ子鼻

- 点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点
イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市睦月

1 免許番号 伊共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市睦月島崩鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径140メートル以内の区域

- 基点 A 松山市睦月140番地1地先護岸の標識
B 松山市小浜屋形石鼻

- 点 ア Aから松山市小市島東端見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との交点

3 関係地区 松山市睦月

1 免許番号 伊共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃

〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内との区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 松山市中島大浦と同市中島栗井との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 松山市中島大浦長崎鼻

D 松山市小浜セノ鼻

E 松山市小浜屋形石鼻

点 ア Cから松山市波妻鼻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野

1 免許番号 伊共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東を除く。

基点 A 松山市中島大浦と同市中島栗井との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 松山市中島大浦長崎鼻

D 松山市小浜セノ鼻

- E 松山市小浜屋形石鼻
- 点 ア Cから松山市波妻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点
- イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点
- ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野

1 免許番号 伊共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

松山市神浦フグリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市神浦フグリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦赤崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径140メートル以内の区域

基点 A 松山市長師スネノモト防波堤西側付根

B 松山市クダコ島北端

点 ア Aから松山市小市島北端見通し線とBから同市神浦赤崎見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦2855番地2の標識

点 ア Aから松山市横島東端見通し300メートルの点

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

〃	えむし漁業	〃
---	-------	---

(2) 漁場の位置 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域及び松山市沖ノ孤島の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域

基点 A 松山市中島栗井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域を除く。

基点 A 松山市中島栗井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市クダコ島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 松山市クダコ島北側の鼻の平岩

B 松山市クダコ島東側岩場に設置された標識

点 ア Aから松山市饒漁港（宇和間、熊田地区）南防波堤基部見通し線とBから同市吉木丸子鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市クダコ島地先

(3) 漁場の区域

松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域

3 関係地区 松山市中島粟井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市クダコ島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 松山市クダコ島南鼻

B 松山市怒和島丸山山頂

点 ア Aから松山市下二子島東端見通し線とBから同市二神島羽ノ串鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島粟井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市大館場島及び小館場島地先

(3) 漁場の区域

松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市大館場島及び小館場島地先

(3) 漁場の区域

松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃

〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかにし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市怒和島地先

(3) 漁場の区域

松山市怒和島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市怒和島地先

(3) 漁場の区域

松山市怒和島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域、松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域及び同市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域を除く。

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市上二子島及び下二子島地先

(3) 漁場の区域

松山市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域

3 関係地区 松山市元怒和、上怒和及び二神

1 免許番号 伊共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市怒和島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 松山市上怒和と市元怒和との最大高潮時海岸線における南部境界から海岸線に沿って上怒和側50メートルの地点に設置された標識

点 ア Aから松山市宇和間部屋ノ鼻見通し300メートルの点

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市怒和島風切鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 松山市怒和島風切鼻

点 ア Aから松山市安居島西端見通し700メートルの点

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ながにし漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市津和地島地先

(3) 漁場の区域

松山市津和地島及び流児島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域及び同市小見島及び竹ノ子島の周辺300メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市津和地島地先

(3) 漁場の区域

松山市津和地島及び流見島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市小見島の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市津和地島空山鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市津和地島空山鼻

点 ア Aから広島県横島西端見通し1,800メートルの点

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市津和地島剣ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 松山市津和地島剣ノ鼻

点 ア Aから山口県柱島新宮見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第51号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いしだたみ漁業	〃
〃	こしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）地先

(3) 漁場の区域

松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃

〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市鴨背島地先

(3) 漁場の区域

松山市鴨背島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第53号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市二神島地先

(3) 漁場の区域

松山市二神島及び横島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市鴨背島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで

〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市小市島地先

(3) 漁場の区域

松山市小市島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いしだたみ漁業	〃
〃	こしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市由利島地先

(3) 漁場の区域

松山市由利島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第56号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市由利島地先

(3) 漁場の区域

松山市由利島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市堀江町地先

(3) 漁場の区域

点Aを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 松山市堀江町と市小川との最大高潮時海岸線における境界

点 A Aから松山市和気町犬ノ頭島見通し450メートルの点

3 関係地区 松山市堀江町

1 免許番号 伊共第58号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで

〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	ぼら張切網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市堀江町地先

(3) 漁場の区域

Aから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線とBから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域

基点 A 松山市堀江町と市小川との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端

3 関係地区 松山市堀江町

1 免許番号 伊共第59号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市和気地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Cア、アイ及びイDの3直線以内の区域（昭和47年5月1日四国電力株式会社松山発電所と和気漁業協同組合ほか1組合が

締結した「灰捨場埋立工事に伴う漁業補償契約」に基づく補償区域)を除く。

- 基点 A 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端
 B 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識
 C 四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸東北端
 D 四国電力株式会社松山発電所跡地西端公有水面埋立免許境界杭

- 点 ア Cから四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸延長線上88メートルの点
 イ Dから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線上62メートルの点

3 関係地区 松山市和気町、勝岡町及び馬木町

1 免許番号 伊共第60号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市泊町、由良町及び門田町地先

(3) 漁場の区域

イア、アウ、ウエ及びエオの4直線及びA D間の西側(松山市釣島を含む)最大高潮時海岸線から1,090メートルの線と松山市興居島及び釣島の最大高潮時海岸線から1,090メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業については、Aから松山市四十島島頂見通し線と興居島頭崎から白石ノ鼻見通し線との間の区域を除く。

- 基点 A 松山市興居島黒崎
 B 松山市興居島城ノ鼻

- C 松山市興居島弁天鼻
- D 松山市興居島頭崎
- 点 ア Aから松山市四十島島頂とを結ぶ直線の中央点
- イ Cからア見通し延長線とAから1,090メートルの線との交点
- ウ Bから松山市鹿島西南端見通し線とCからア見通し線との交点
- エ Aから広島県齋島西端見通し線とBから松山市鹿島西南端見通し線との交点
- オ Aから広島県齋島西端見通し線とDから松山市高浜白石ノ鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市泊町、由良町及び門田町

1 免許番号 伊共第61号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市高浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和53年12月1日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和56年10月12日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域並びに昭和62年11月6日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

- 基点 A 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識
- B 松山市港山町明神鼻標柱
- C 松山市興居島黒崎
- D 松山市興居島城ノ鼻
- E 松山市興居島弁天鼻

- 点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し1,100メートルの点
 イ Cから広島県齋島西端見通し線とDから松山市鹿島西南端見通し線との交点
 ウ Dから松山市鹿島西南端見通し線とEからエ見通し線との交点
 エ Cから松山市四十島島頂とを結んだ直線の中央点
 オ Bから山口県小水無瀬島島頂見通し線とEからエ見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目から2丁目、石風呂町及び新浜町

1 免許番号 伊共第62号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市三津浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松山市三津外防波堤ドルフィンと同市三津貯木場防波堤付根南端とを結んだ直線以内の区域、同市三津貯木場防波堤突端と三津3丁目地先護岸防波堤南西端とを結んだ直線以内の区域及び同市三津内港渡船場護岸標識2点を結んだ直線以内の区域及び昭和45年12月18日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」及び昭和53年11月6日付けで松山市と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業権補償覚書」記載の区域、昭和55年12月25日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和59年3月13日付けで日本石油株式会社と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「協定書」に記載の区域並びに昭和61年5月7日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港外港第2ふ頭等漁業補償契約書」に記載の区域及び平

成7年5月19日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港（外港地区・吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域を除く。さらに、第1種共同漁業かき漁業及びえむし漁業以外の漁業については、同市三津内港防波堤突端と同市港山町明神鼻を結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 松山市港山町明神鼻標柱

B 松山市外港1号防波堤西側付根

C 松山市北吉田町忽那山山頂

点 ア Aから山口県小水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから270度1,500メートルの点

ウ Cから松山市由利島南端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市旧三津、旧大可賀及び旧北吉田

4 制限又は条件

松山市今出漁業協同組合からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市今出地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオIの6直線とA I間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ABを結んだ直線以内の区域、Cカ、カキ及びキクの3直線以内の区域、FG、Gケ及びケHの3直線以内の区域、吉田浜外防波堤敷にかかるとなる区域（昭和52年12月13日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域）、昭和60年3月18日付けで愛媛県と松山市今出漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに昭和60年3月18日付けで松山市土地開発公社と松山市今出漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに平成7年5月19日付けで愛媛県と松山市今出漁業協同組合が締結した「松山港（外港地区、吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

- 基点 A 松山市北吉田町忽那山山頂
 B 松山市吉田浜船溜防波堤突端
 C 松山市松山空港海側旧東角
 D 松山市南吉田町松山市下水道西部浄化センター南角
 E 松山市西垣生町3号岸壁北角
 F 松山市吉田浜造成地防波堤付根
 G 松山市松山港今出地区沖一文字防波堤南端
 H 松山市西垣生町木材工業団地護岸西角
 I 松山市西垣生町重信川右岸標識1号
 J 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号
- 点 ア Aから松山市由利島南端見通し1,500メートルの点
 イ Dから300度1,500メートルの点
 ウ Eから270度1,500メートルの点
 エ オから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点
 オ IとJとを結んだ直線の中央点
 カ Cから松山空港沖側護岸延長線上北東50メートルの点
 キ カから0度530メートルの点
 ク キから90度の線と松山市帝人埋立地護岸との交点
 ケ Hから274度30分10メートルの点

3 関係地区 松山市西垣生町及び南吉田町

1 免許番号 伊共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うに漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予郡松前町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

3 関係地区 伊予郡松前町

1 免許番号 伊共第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡松前町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

3 関係地区 伊予郡松前町

1 免許番号 伊共第66号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	とさかのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予市下吾川、湊町、灘町、米湊、尾崎及び森地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Bから伊予港西防波堤沿い280メートルに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域、昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊311-1の地先石灯籠（旧灯台）

C 伊予市森川河口右岸端

D 伊予市森大谷川河口端の標識

E 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

- 点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点
 イ Bから松山市由利島灯台見通し1,000メートルの点
 ウ Cから松山市由利島灯台見通し1,000メートルの点
 エ Dから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点
 オ Eから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第67号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市下吾川、湊町、灘町、米湊、尾崎及び森地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点Bから伊予港西防波堤沿い280メートルに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域、昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊311-1の地先石灯籠（旧灯台）

C 伊予市森川河口右岸端

D 伊予市森大谷川河口端の標識

E 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

- 点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点
 イ Bから松山市由利島灯台見通し1,500メートルの点
 ウ Cから松山市由利島灯台見通し1,500メートルの点
 エ Dから山口県屋代島小泊見通し1,500メートルの点
 オ Dから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点
 カ Eから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第68号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市森地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市森大谷川河口端の標識

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し1,080メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市森地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 伊予市森黒磯岩

B 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから松山市由利島東端見通し180メートルの点

イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県屋代島小泊見通し線とBから同島上津無山右端見通し（320度）線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

基点 A 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市双海町大久保甲1843おぶそ川水路口中央

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

4 制限又は条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町大久保及び串からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第71号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町高野川地先

(3) 漁場の区域

点Aを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町高野川磯の鼻（高野川漁港3号防砂堤付根）

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し2,000メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

1 免許番号 伊共第72号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町上灘地先

(3) 漁場の区域

点Aを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町上灘小網川川尻右岸端

点 ア Aから山口県沖家室島東端見通し910メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

1 免許番号 伊共第73号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町高岸地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町高岸松の鼻

点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,800メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

1 免許番号 伊共第74号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予市双海町大久保及び串地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県屋代島上津無山右端見通し(320度)線とBから同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町大久保甲1843おぶそ川水路口中央

B 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

4 制限又は条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町高野川、上灘及び高岸からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第75号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町大久保地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町富岡川（河口）の右岸

点 ア Aから山口県沖家室島頂見通し1,440メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

1 免許番号 伊共第76号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町串地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町串豊田漁港西防波堤突端北角より防波堤沿い南西へ120メートルの標識

点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,550メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

1 免許番号 伊共第77号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町串地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町串乙1189番地18地先の標識（マド石）

点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,080メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

1 免許番号 伊共第78号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜及び長浜町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボロ瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

B 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識

- C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）
 - D 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）
 - E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
 - F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角
 - G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点
- ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し1,000メートルの点
 - イ Bから322度1,000メートルの点
 - ウ Fから340度34メートルの点
 - エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜及び長浜町

1 免許番号 伊共第79号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜及び長浜町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボロ瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から2,200メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、伊共第78号漁業権漁場区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点
- A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界
 - B 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識
 - C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）
 - D 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）
 - E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
 - F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角
 - G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点
- ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し2,200メートルの点
 - イ Bから322度2,200メートルの点
 - ウ Fから340度34メートルの点
 - エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜及び長浜町

1 免許番号 伊共第80号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市と大洲市との市界地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径540メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の碇）

点 ア Aから山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、大洲市長浜町出海及び櫛生

1 免許番号 伊共第81号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島地先

(3) 漁場の区域

大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から360メートル以内の区域

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第82号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島地先

(3) 漁場の区域

大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第83号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北東地先

(3) 漁場の区域

点Aを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島弁天崎

点 ア Aから松山市三津浜港山山頂見通し1,800メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第84号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先

(3) 漁場の区域

点Aを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島新網代鼻

点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し3,600メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第85号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先

(3) 漁場の区域

点Aを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島権三崎

点 ア Aから山口県大島牛ヶ首鼻見通し3,960メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第86号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島首ククリ鼻

点 ア Aから山口県大水無瀬島北端見通し3,240メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第87号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島南地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島豊後崎

点 ア Aから大洲市長浜町須沢犀の鼻見通し4,500メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第88号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊大谷川河口左岸端

点 ア Aから大洲市長浜町青島西端見通し1,000メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第89号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し2,000メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第90号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島西端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第91号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから大洲市長浜町青島中央見通し3,300メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第92号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊幸口川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,590メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第93号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,700メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第94号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町黒田地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから山口県小水無瀬島中央見通し1,500メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第95号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角

点 ア Aから326度3,600メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜

1 免許番号 伊共第96号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角

点 ア Aから324度5,480メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜

1 免許番号 伊共第97号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県平郡島盛崎見通し2,700メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第98号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢犀の鼻

点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し2,700メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第99号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県八島北端見通し3,600メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第100号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し5,400メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町櫛生地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町櫛生三ツ石岩中央

点 ア Aから山口県平郡島中央見通し2,340メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町北部地先

(3) 漁場の区域

Aからホボロ瀬中央見通し線（313度51分）とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）

B 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

1 免許番号 伊共第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町北部地先

(3) 漁場の区域

Aからホボロ瀬中央見通し線（313度51分）とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）

B 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

1 免許番号 伊共第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町夢永岬地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径500メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市保内町夢永岬北端

点 ア Aから350度2,200メートルの点

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

4 制限又は条件

大洲市長浜町出海地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

(3) 漁場の区域

Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから90度191メートルの点

ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦

1 免許番号 伊共第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

(3) 漁場の区域

Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから90度191メートルの点

ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦

1 免許番号 伊共第107号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越地先

(3) 漁場の区域

点イを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における

境界

- 点 ア Aから海岸沿い西へ242メートルの点
 イ Aから305度216メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

1 免許番号 伊共第108号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町亀浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町亀浦海崎

点 ア Aから313度216メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

1 免許番号 伊共第109号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先

(3) 漁場の区域

Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから270度785メートルの点

ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び二見

1 免許番号 伊共第110号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先

(3) 漁場の区域

Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから340度392メートルの点

イ アから270度785メートルの点

ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び二見

1 免許番号 伊共第111号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

1 免許番号 伊共第112号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

1 免許番号 伊共第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから300度の線とBから大分県関崎灯台見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号 伊共第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、たい、いさき飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町正野地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

B 西宇和郡伊方町大島北端

点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点

ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区